

鳥取県告示第 167 号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成 19 年 2 月 27 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡八頭町妻鹿野字財尾山2106の2、2106の4、2107の2、2107の3
- 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由
道路用地とするため